



「令和3年第3回青森市議会定例会全議案可決」

・予算案 9件 ・条例案 1件 ・単行案 4件 ・決算 21件 ・報告 9件



9月定例会は決算議会とも言われますが、令和2年度の決算状況が報告され審議されました。また、一般質問では新型コロナウイルス感染症対策や経済対策が主な質問でしたが、一般会計補正予算と決算の認定は賛成多数で承認されました。

新型コロナも全国的に感染が縮小しているようですが、大人はワクチン接種が進み、今子供たちの感染が拡大傾向に思えます。青森市はいち早くワクチン接種に取り組みました。感染すれば後遺症が心配されますので、医師と相談しワクチン接種を積極的にご検討ください。

今回の議会での提出案件で驚いたのが、「訴えの提起について」でした。

アウガ地下の「テナント」で家賃が未納されていて、その請求のため訴えるとの事でした。コロナの影響で支払いが困難だったのかと思いましたが、コロナ感染拡大の前から家賃の支払いが滞っていたとの事でした。

また、生活関連では、北海道東方沖の大地震に伴い、湾内に最大級の津波が押し寄せた場合の新たな浸水区域の地図が県から示され、西部1区は全区域が浸水する事から、地図の利活用についての2件を予算委員会で質問しました。

お知らせ「あおもり令和の会」会派から離脱、当面無所属で活動していきたいと考えていますので、引き続き皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます

副議長 藤田 まこと

予算委員会質問事項

1. 訴えの提起について (9月末までの 滞納額 約2932万円)

訴えた相手方の代表役員が、地権者の一人である事から家賃の回収について聞いた

- ① 今般の訴えの提起の相手方は、アウガ地権者でもあると聞いているが、滞納賃料を地権者の財産と相殺することはできるのか。

答弁：訴えの提起の相手方は、地権者の一人が代表を務める法人であるが、民法第34条の規定により、法人は独立した法人格を有し、構成員とは別人格となるため、当該法人への債権については、構成員の財産に対し、その責を超えて相殺することはできない。」

- ② 今後裁判になると考えられるが、青森地方裁判所から和解の提案があった場合、どうするのか。

答弁：青森地方裁判所からの和解の提案については、現時点で、本市としては、当該相手方の滞納期間が令和元年8月分からこれまで長期にわたっており、その間、一部納付はあったものの、納付が履行されないことから、本定例会に滞納賃料の支払請求に係る「訴えの提起」の議案を提出しており、滞納賃料の支払請求に係る訴状を青森地方裁判所に提出する以前であることからお答えできない。

《要望》当然和解案が、どこかの段階で示されると思いますが、市民感情としては、滞納を助長する事になるので、和解はせずに、回収に努めてもらいたい。

③訴訟に係る補正予算案の内訳について（補正予算案は、合計481万2,000円）

答弁：弁護士報酬（469万5,000円）
青森地方裁判所に納付する申立手数料（11万円）
郵便切手等による予納金（7,000円）

④滞納賃料について、相手方から回収できない場合どうなるか。

答弁：滞納賃料については、本定例会で議決いただいた際には、速やかに、滞納賃料の支払請求に係る訴状を青森地方裁判所に提出し、法的手続に従い、できる限りの債権回収に努めてまいります。

《要望》質疑をされていて、まだ、回収ができるのか、市に損失が出るのかわかりませんが、喪失感と空虚感を感じています。同じような事案が発生しないように、市には賃料は滞納しても良いと思われなためにも、和解には応じず、とことん債権回収に努めてほしい。

2. 津波ハザードマップについて（浸水区域地図） 予算額 1,228万7千円

県沿岸に最大クラスの津波が来た場合を想定し、県が公表した新たな津波浸水想定に基づき、青森市津波ハザードマップを令和4年3月までに更新する事について聞いた。

①津波ハザードマップについて、町会等の防災活動でも活用しやすい形で公表していくべきと考えるが市の考えをお示し下さい。

答弁：地域住民の皆様が日頃から避難所や避難行動について、御自身で考えていただけるよう、ホームページに掲載する浸水区域について、町会単位まで地図を拡大しても道路や建物などが鮮明に確認できる高い解像度のファイルを使用する。今後作成していく津波ハザードマップや、当該データの掲載については、町会等が行う防災訓練や自主防災活動など、地域の防災活動の場において活用しやすいものとなるよう工夫する。

②津波ハザードマップ配布部数75,000部の内訳について

答弁：更新する津波ハザードマップについては、浸水想定区域内に位置する全ての世帯及び事業所に配布する ※（前は事業所には配布なし）
・世帯数は 66,540世帯 ・事業者数は 7,890事業所、合計74,430件なので75,000部



③津波浸水想定区域内にある町会数を示せ。

答弁：市内407町会のうち、180町会、約44%が、津波浸水想定区域内にある。

④沖館地区で津波浸水想定区域内にある町会数を示せ。

答弁：津波浸水想定区域内にある180町会のうち、沖館地区を含む西部第1区連合町会においては、構成する18町会全てが津波浸水区域にある。

《要望》町会や市民からハザードマップに関する相談が寄せられた際には、市民に寄り添った対応をしていただくことをお願いしました。

訂正があります。（前回、沖館第3町会と掲載）元衆議院議員で私の市政への政策アドバイザーである「ますた 世喜男」さんが引っ越したのは沖館第2町会でした。

☆ご意見・ご要望をお待ちしています

無所属控室 藤田 まこと
議会事務局 TEL:017-734-5741